

令和8年6月19日  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社サンタキザワ（長野県飯山市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○総務部契約課 課長 榎本（内線：2511）

○総務部契約課 課長補佐 園田（内線：2517）

○企画部技術調査課 課長 山下（内線：3251）

○企画部技術調査課 課長補佐 傳田（内線：3252）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 小宮（内線：5880）

経理調達課 課長 兒玉（内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止対象業者	住所
株式会社サンタキザワ	長野県飯山市大字木島1144

### 2. 指名停止措置期間

令和8年6月19日から令和8年7月18日まで（1か月）

### 3. 指名停止措置の範囲：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、長野国道事務所発注の「R6国道18号坂城更埴BP塩崎地区改良17工事」において、排水構造物工を施工中、令和8年2月26日11時30分ころ、バックホウのアームを下げないまま基礎碎石置き場へ移動したため、アームが架空線に接触し、電柱を転倒させる公衆損害事故を発生させた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理の不適切により公衆損害事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第5号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第5号>

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内